

改 正 後	現 行
Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 （略） 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （１）・（２）（略） （３）経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会 ① 経営管理委員設置組合 ア～セ （略） ソ 常務に従事する理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 （ア）（略） （イ）十分な社会的信用 （略） ・ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 （略） タ～ツ （略） ② 経営管理委員未設置農協 ア～ス （略）	Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 （略） 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （１）・（２）（略） （３）経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会 ① 経営管理委員設置組合 ア～セ （略） ソ 常務に従事する理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 （ア）（略） （イ）十分な社会的信用 （略） ・ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 （略） タ～ツ （略） ② 経営管理委員未設置農協 ア～ス （略）

セ 常務に従事する理事についての理事会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 (ア) (略) (イ) 十分な社会的信用 (略) ・ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (略) ソ～チ (略) (4) 監事 ①～⑥ (略) ⑦ 組合の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア (略) イ 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (ク) (略) (5) ～ (13) (略)	セ 常務に従事する理事についての理事会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 (ア) (略) (イ) 十分な社会的信用 (略) ・ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (略) ソ～チ (略) (4) 監事 ①～⑥ (略) ⑦ 組合の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア (略) イ 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (ク) (略) (5) ～ (13) (略)
--	--

附 則（令和 7 年 5 月 30 日付け 7 経営第 436 号経営局長通知）

（施行日）

本通知は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。